

議案第30号

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、使用者の資格を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区シルバーピア住宅条例（平成9年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「予約者を含む。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方その他当該証明と類似する証明を受けた相手方」を加え、同項第2号イ中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。